

タダ働きと過労死は 絶対許さない！

予約不要
参加無料

横浜弁護士会主催

労働法制「規制緩和」に強く反対する集会 ～「ブラック企業」合法化を食い止めよう～

平成**26**年**10**月**21**日（火）**18**時**30**分開演

横浜市開港記念会館 講堂

（231-0005 横浜市中区本町1丁目6番地）



（横浜弁護士会ホームページ）

政府は、「規制緩和」の名の下に、一定以上の収入のある労働者を、1日8時間、1週間40時間という労働時間規制の対象外にしようとしています。そうすると、残業代がゼロとなるだけでなく、時間無制限に仕事に追われ、生活、健康が破壊されかねません。まさに、「ブラック企業」の合法化です。

労働法制の分野の「規制」は、雇用労働者が人として命、健康、生活を維持するための「権利」です。

横浜弁護士会と共に声をあげ、政府の「規制緩和」に歯止めをかけ、「ブラック企業」合法化を食い止めましょう。

◇情勢報告

◇基調講演 一橋大学法学研究科 教授 盛 誠吾 氏

<講師紹介>

専門分野：社会法学（労働法） 著書「労働時間制度の基礎知識—時短と弾力化の現在」東京都産業労働局、「労働法」有斐閣など

◇労働現場からの報告



当会では、セミナーの内容を記録し、また成果普及に利用する為、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。本セミナーでは、司会者及び講演者を除き、撮影は背後からのみ行います。写真や映像に映りたくない方は、会場の後部が撮影対象外のエリアとなりますので、そちらにご着席されますようお願いいたします。

横浜弁護士会 〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9(業務課)045-211-7705